

駐留軍用地使用裁決申請等事件

○那覇港湾施設及び普天間飛行場に係る審理（第1回）

審 理 記 錄

日時：平成21年6月30日（火）
午後1時16分～3時57分

場所：浦添市てだこホール 市民交流室

駐留軍用地使用裁決申請等事件(那覇港湾施設・普天間飛行場)に係る

第1回公開審理

日時 平成21年6月30日(火)

午後1時16分～3時57分

場所 浦添市てだこホール

(午後1時16分 開会)

○玉城会長 こんにちは。少し遅くなりましたけれども、皆さんお揃いのようですので、定刻となりましたので、これより沖縄防衛局長から平成20年6月16日に使用裁決申請及び明渡裁決申立のあった、那覇港湾施設及び普天間飛行場に係る第1回目の審理を開催いたします。

審理を行う収用委員を紹介します。

私は、会長の玉城辰彦です。会場の皆さんから向かって左側が田村就史会長代理、兼島雅仁委員、島袋秀勝委員、右側が當真良明会長代理、大城保委員、武田昌則会員です。

まず、公開審理の運営について、基本的な考え方を述べさせていただきます。

収用委員会、この委員会ですけれども、収用委員会は独立した準司法的な行政委員会として、公益の利益の増進と私有財産との調整を図るという土地収用法の基本理念の下に、起業者及び土地所有者等のいずれにも偏らない公正・中立な立場で審理を行います。

本日の審理の進め方ですが、初めに沖縄防衛局から、使用裁決申請及び明渡裁決申立の申請理由の説明をしていただきます。次に、土地所有者からの意見表明あるいは求釈明と、これに対する沖縄防衛局からの説明を行っていただきます。途中、15分程度休憩をはさみまして、午後4時に終了する予定です。

ここで審理進行についてお願いがあります。審理会場におきましては、携帯電話の電源を切るか、マナーモードにしていただき、定められた場所以外には立ち入らないでください。また、報道関係者以外の方の写真撮影はご遠慮ください。実質審理を行いたいと思います。入場時に審理会場における注意事項を配布しておりますので、ご覧ください。

審理がスムーズに進行できるよう、皆様のご協力をお願いします。

それでは、早速、審理を進めていきたいと思います。沖縄防衛局のほうから、申請理由の説明をお願いいたします。発言する際には、職名、お名前をおっしゃっていただいて、それからお願いいいたします。

○岡久敏明代理人(起業者側) 沖縄防衛局管理部長の岡久敏明でございます。

それでは、私のほうから、起業者側を代表いたしまして、使用申請の理由等についてご説明をさせていただきます。着席の上、説明させていただきます。

駐留軍の用に供するため、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国におけるアメリカ合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（以後、「駐留軍用地特措法」と申します）、この法律に基づき、貴収用委員会から使用の裁決を得て使用している普天間飛行場及び那覇港湾施設の一部土地につきましては、平成21年12月31日にその期限が満了いたしますが、これらの土地につきましては、引き続き駐留軍の用に供する必要がある土地であり、所有者の方々との間で賃貸者契約の合意を得て使用できる見込みがないことから、平成20年6月16日、貴収用委員会に使用の裁決の申請及び明渡裁決の申立てを行ったところであります。

以下、その申請理由等についてご説明いたします。

まず、裁決申請理由について申し上げます。

日米安全保障体制は、我が国を含むアジア太平洋地域の平和と安定のために必要不可欠な枠組みとして機能しており、また、我が国への駐留軍の駐留は、我が国の安全と極東における国際の平和と安全の維持に今後とも寄与するものであります。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の目的達成のために、我が国に駐留している駐留軍の存在は、日米安全保障体制の中核をなすものであり、駐留軍の活動の基盤となる施設及び区域を円滑かつ安定的に提供することは、我が国の条約上の義務であります。

駐留軍に施設及び区域として提供する必要がある民公有地については、土地所有者の方々との合意により使用権原を取得することは基本と考えており、土地所有者との合意に努めておりますが、合意が得られない場合には、条約上の義務を履行するために、やむを得ず駐留軍用地特措法に基づき使用権原を取得しております。

沖縄防衛局長は、貴収用委員会から、平成21年12月31日までの使用裁決を得た普天間飛行場及び那覇港湾施設の一部土地の、平成22年1月1日以降の使用について、土地所有者の方々と賃貸借契約の合意が得られるよう努めてきたところでございますが、合意を得て使用できる見込みがないことから、平成20年6月16日、貴収用委員会に使用の裁決の申請及び明渡裁決の申立てを行ったものであります。

次に、施設別に裁決申請までの手続きについて申し上げます。

まず、普天間飛行場でございますか、沖縄防衛局長は、普天間飛行場の一部土地の平成22年1月1日以降の使用について、土地所有者の方々と賃貸借契約の合意を得て使用できる見込みがないことから、平成19年8月7日及び同年9月6日に、駐留軍用地特措法第4条第1項の規定に基づき、土地所有者の方々に対し意見照会を行った上、同年10月16日、これらの土地について防衛大臣に使用認定の申請を提出いたしました。

これらの土地については、同年12月14日、駐留軍用地特措法第5条の規定に基づき、防衛大臣の使用の認定が行われ、同法第7条第1項の規定に基づき、沖縄防衛局長へその旨の通知がなされ、同年12月27日に防衛大臣による官報告示が行われました。

防衛大臣から、使用認定の通知を受けた沖縄防衛局長は、同年12月17日、駐留軍用地特措法第7条第2項の規定に基づき、土地所有者の方々に防衛大臣による使用の認定があつたこと及び使用しようとする土地の所在、種類、数量を通知するとともに、宜野湾市の伊佐区公民館において土地等の調書及び図面等の縦覧を開始したところであります。同年12月27日には、駐留軍用地特措法第14条の規定により適用される土地収用法第28条の2の規定に基づき、土地所有者の方々に補償等についてのお知らせを送付いたしました。

また、沖縄防衛局長は、同日（12月27日）、駐留軍用地特措法第7条第2項の規定に基づき、使用しようとする土地の所在、種類及び数量を官報で公告するとともに、沖縄タイムス及び琉球新報に、公告は同日付の官報に掲載されていること、また、宜野湾市の伊佐区公民館において公告することを掲載いたしました。

沖縄防衛局長は、防衛大臣の使用の認定後、駐留軍用地特措法第14条の規定に適用される土地収用法第36条第2項の規定に基づき、土地調書及び物件調書の作成のため、平成20年1月23日、土地所有者の方々に宜野湾市の伊佐区公民館において、同年2月16日及び17日に立会い及び土地調書、物件調書に署名押印することを求めましたが、これらの土地のすべての所有者から立会い及び署名押印は得られませんでした。

このことから、同年2月18日、沖縄防衛局長は、同条第4項の規定に基づき、防衛大臣に立会い及び署名押印することを求め、同年2月19日、防衛大臣は立会い及び署名押印する者を指名し、同年3月4日、指名された者が立会い及び署名押印を行い、土地調書及び物件調書を作成いたしました。

沖縄防衛局長は、駐留軍用地特措法及び土地収用法に基づく裁決の申請等に必要な手続き並びに書類の作成を完了したことから、平成20年6月16日、貴収用委員会に対して本件土地の使用の裁決の申請及び明渡裁決の申立てを行ったところであります。

普天間飛行場に係る裁決申請までの手続きは以上のとおりでございます。

次に、裁決申請に係る施設及び土地の概要について申し上げます。

普天間飛行場は宜野湾市に所在し、現在、海兵隊キャンプ・バトラー基地司令部が管理しております、第17海兵航空支援群、第18海兵航空管制群及び第36航空群等が使用しております。

裁決申請に係る土地の所有者数は796名、筆数は19筆で、土地の実測面積は1万6,191.02m²であり、着陸帯及び管理事務所等の用地として使用します。

次に、使用期間について申し上げます。

現在、日米両政府とも日米安全保障条約を終了させることは考えておらず、駐留軍の駐留は、今後相当長期間にわたるものと考えられ、その活動基盤である施設及び区域も今後長期間にわたり使用されるものと考えられますが、普天間飛行場につきましては、平成18年5月の米軍再編に係る「再編実施のための日米ロードマップ」において、2014年までの代替施設完成が目標とされており、同飛行場の返還後の物件撤去等の期間も考慮して、使用期間を平成22年1月1日から8年間として裁決申請を行ったものであります。

以上が使用期間についてであります。

次に、損失補償金について申し上げます。

損失補償金は、駐留軍用地特措法第14条の規定により適用される土地収用法第71条の規定に基づき、使用しようとする土地の面積に地代単価を乗じて算出し、算出した金額に、複利年金現価率を乗じて算出いたしました。

地代単価は、不動産鑑定士に平成19年12月27日の使用認定の告示日の時点における土地の正常賃料の鑑定評価を依頼し、その評価額といたしました。

複利年金現価率は、8年間の使用期間に係る年利率を5%として算出いたしました。

次に、権利取得の時期について申し上げます。

裁決申請に記載した権利取得の時期及び明渡申立書に記載した明け渡しの期限は、平成22年1月1日であります。

普天間飛行場に係る裁決申請までの手続き及び施設等の概要は以上のとおりであります。

次に、那覇港湾に係る裁決申請までの手続きについて申し上げます。

沖縄防衛局長は、那覇港湾施設の一部土地の平成22年1月1日以降の使用について、土地所有者の方々と賃貸借契約の合意を得て使用できる見込みがないことから、平成19年8月7日、駐留軍用地特措法第4条第1項の規定に基づき、土地所有者の方々に意見照会を

行った上、同年10月16日、これらの土地について、防衛大臣に使用認定申請書を提出しました。

これらの土地については、同年12月14日、駐留軍用地特措法第5条の規定に基づき、防衛大臣の使用認定が行われ、同法第7条第1項の規定に基づき、沖縄防衛局長へその旨の通知がなされ、同年12月27日に防衛大臣による官報告示が行われました。

防衛大臣から使用認定の通知を受けた沖縄防衛局長は、同年12月17日、駐留軍用地特措法第7条第2項の規定に基づき、土地所有者の方々に防衛大臣による使用の認定があつたこと、並びに使用しようとする土地の所在、種類及び数量を通知するとともに、沖縄防衛局において土地等の調書及び図面の縦覧を開始したところであります。

同年12月27日には、駐留軍用地特措法第14条の規定により適用される土地収用法第28条の2の規定に基づき、土地所有者の方々に補償等についてのお知らせを送付いたしました。

また、沖縄防衛局長は、同日、12月27日でございますが、駐留軍用地特措法第7条第2項の規定に基づき、使用しようとする土地の所在、種類及び数量を官報で公告するとともに、沖縄タイムス及び琉球新報に公告は同日付けの官報に掲載されていること。また、沖縄防衛局においても公告することを掲載いたしました。

沖縄防衛局長は、防衛大臣の使用認定後、駐留軍用地特措法第14条の規定により適用される土地収用法第36条第2項の規定に基づき、土地調書及び物件調書の作成のため、平成20年1月23日、土地所有者の方々に沖縄防衛局において、同年2月16日及び17日に立会い並びに土地調書及び物件調書に署名押印することを求めましたが、これらの土地の全ての所有者から立会い及び署名押印は得られませんでした。

このことから、同年2月18日、沖縄防衛局長は同条第4項の規定に基づき、防衛大臣に立会い及び署名押印することを求め、同年2月19日、防衛大臣は立会い及び署名押印する者を指名し、同年3月4日、指名された者が立会い、署名押印を行い、土地調書及び物件調書を作成いたしました。

沖縄防衛局長は本件土地についての駐留軍用地特措法第14条の規定により適用される土地収用法に定める裁決の申請に必要な手続き及び書類の作成を完了したことから、平成20年6月16日、貴収用委員会に対して本件土地の使用の裁決の申請及び明渡裁決の申し立てを行ったところであります。

以上が那覇港湾に係る裁決申請までの手続きでございます。

次に、裁決申請に係る施設及び土地の概要について申し上げます。

那覇港湾施設は那覇市に所在し、現在、米国陸軍第 10 地域支援群司令部が管理しており、第 835 米陸軍輸送大隊等がバース、倉庫、管理事務所等に使用しています。

裁決申請に係る土地の所有者は 7 名、筆数は 3 筆で、土地の実測面積は 364.18 平方メートルであり、野積場の敷地として使用します。

次に使用期間について申し上げます。

那覇港湾施設は、平成 18 年 5 月の米軍再編に係る「再編実施のための日米ロードマップ」において、全面返還が示されているところであります。具体的な返還時期については未だ未定であるため、沖縄防衛局長は、本件土地について、今後とも円滑かつ安定的な使用の確保を図る必要があることから、使用期間を平成 22 年 1 月 1 日から、10 年間として裁決申請を行ったものであります。

次に損失補償金について申し上げます。

損失補償金は、駐留軍用地特措法第 14 条の規定により適用される土地収用法第 71 条の規定に基づき、使用しようとする土地の面積に地代単価を乗じて算出した金額に、複利年金現価率を乗じて算出いたしました。

地代単価は、不動産鑑定士に平成 19 年 12 月 27 日の使用認定の告示日の時点における土地の正常賃料の鑑定評価を依頼し、その評価額といたしました。

複利年金現価率は、10 年間の使用期間に係る年利率を 5 % として算出いたしました。

次に権利取得の時期について申し上げます。

裁決申請に記載した権利取得の時期及び明渡申立書に記載した明渡しの期限は、平成 22 年 1 月 1 日であります。

以上、ご説明いたしましたとおり、普天間飛行場、那覇港湾施設の一部土地については、現在、施設及び区域として駐留軍の用に供している土地であり、引き続き駐留軍の用に供する必要がありますが、平成 22 年 1 月 1 日以降の使用について、土地所有者の方々と賃貸借契約の合意が得られる見込がないことから、同日以降の使用権原を取得するため、駐留軍用地特措法に基づく手続きを進め、平成 20 年 6 月 16 日に本件使用の裁決申請及び明渡裁決の申立てを行ったものであります。

これらの土地は、普天間飛行場及び那覇港湾施設の一部として必要不可欠な土地であることから、当局といたしましては、申請及び申し立てのとおり、貴収用委員会の裁決がなされることを切にお願いするものであります。

以上でございます。

○玉城会長　　はい、ご苦労様です。

ただいま沖縄防衛局の概要説明というのがなされました。

それで審理の進め方なんですけれども、本来的には、あらかじめ予定として申請がありました意見陳述、土地所有者側ないしは代理人側の意見陳述というものが予定されているんですけども、今の概要説明の中身について何か確認したいこと。いろいろな求釈明事項もあると思いますけれども、概要説明自体について、何かいろんな話が出てきたと思うのですが、確認しておきたい事項というのがもしあれば、それは意見表明、意見陳述に先立って2、3、やっておきたいというふうに考えていますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、土地所有者の代理人の方、これは記録を速記そのほかの格好でとりますので、所有者の代理人であるかどうか。それから、お名前おっしゃっていただいて、ご発言いただきたいと思います。

では、どうぞ。

○阿波根昌秀代理人（土地所有者側）　　代理人の阿波根昌秀といいます。

おそらく宮城正雄さんの代理人になっているんでしょうね。もし、なっていなければ、後で補充させていただきたいと思いますけど、よろしくお願いします。

いつもご苦労さんです。収用委員会の皆さん。

公開審理というのは非常に大切な審理過程だと私は信じております。

これまで収用委員会の会長さんも、もう6人ぐらい替わられましたかね。その中で玉城会長はじめ、皆さんがしっかりと審理をさせていただくことを、私は現在も期待しております。

きょうは普天間飛行場と那覇港湾施設についての申請理由の説明がありましたけど、部長さんのお名前をもう一度確認したいんですけど。オカジマさんでしたかね。

○岡久敏明代理人（起業者側）　　岡久。岡山の岡に、久しいでございます。

○阿波根昌秀代理人（土地所有者側）　　岡久さん。

管理部長さんでいらっしゃいますか。

○岡久代理人（起業者側）　　はい。

○阿波根昌秀代理人（土地所有者側）　　あ、そうですか。

従来の施設部長というのがありましたよね。それと同じなんでしょうかね。

○岡久敏明代理人（起業者側）　　組織が改編になりまして、今、管理部のほうで所掌を

いたしております。

○阿波根昌秀代理人（土地所有者側） 管理部のほうでこの収用関係の事務をなさって
いるわけですか。

細かいことについては、細かい求釈明が出されていますので、そこでお答え願いたいと
思うんですけれども、従来の審理については、収用委員会としても、できるだけ実質的な
審理をしていこうという姿勢で進められてきたと私は考えております。

求釈明事項について、私どもは6月3日付けで釈明書を出しております。求釈明事項に
ついてはきちんとお答えになっていただきたいというふうに考えます。

従来、よくあったことですけど、審理になじまないということで、どうもはぐらかされ
た経験がありまして、そういうことがないようにしっかりとお答えいただきたいというふう
に考えます。

それから、公開審理については起業者側、あるいは地主側が、双方が正々堂々と意見を
出して、公平な審理を進めるという手続きになると思いますので、その審理の進み方につ
いても、できるだけ地主の意見も聞きながら、起業者の意見も当然聞くはずですが、地
主の意見も聞きながら進めさせていただきたいというふうに考えます。

できたら次の審理の進め方についても、議事録等早めに作成していただいて、どのよう
な意見が前回で交わされて、何が問題になったのか、そして次に求釈明する場合もできる
だけ余裕をもって釈明事項を出せるような、そういう形の議事録を早急につくって、地主
側に渡していただきたいと。最近は便利なものができているみたいで、メールというのが
あるみたいですね。従来、議事録をコピーでいただいたんですけど、メールで送っていた
だければ助かると思いますので、よろしくお願ひいたします。

実は、ちょっとした感想を申しますと、きょうは皆さん、S A C Oというのをご存知で
しょう。1995年の11月に設置されたんですよ。それでいろんな意見が交わされて1996年
の12月の最終報告がなされていますね。それご存知ですよね。その最終報告で今問題にな
っている普天間飛行場、あるいは那覇港湾施設については全面返還をするというような合
意がなされております。特に普天間飛行場については、6～7年の間に返還しましょうと
いうことで、日米間の合意、条約みたいなものですね。日米間の正式な合意がなされてい
るわけです。日米間の合意ですから、アメリカもそれを守らなくてはいけませんし、日本
政府も守らなくてはいけません。しかし、これがS A C Oの最終報告があつてから、もう
13カ年ぐらい経つわけですね。本来ならこのような公開審理という手続きが、この場に起

業局も、私たちもこの場にはいないはずなんですよ。この合意がきちんと認められて守られているんだったらですね。やっぱり S A C O の最終報告をきちんと守る。条約をきちんと守るという姿勢が、私は起業者側には欠けているんじゃないかなと思います。

本来ならばこのような普天間飛行場についての強制使用が現在なおとられているということは異常であります。一日も早く普天間飛行場を返還してもらう。そして、市民の平和と安全の生活を取り返す。そのようなことを沖縄防衛局は当然そのような姿勢で、この手続きにも臨むべきだと考えております。

ただいま聞きました中で、使用期間については、これは8年とか10年とか言っていますね。とんでもないことですよ。このような形で安易にこのような強制収用の手続きに臨んでほしくない。S A C O の合意を守る。それから、ロードマップもありますね。それもきちんと守らなくてはいけません。皆さんは国が合意したことは、国と国とだけの合意であるにとどまらず、国民に対する義務も発生するわけです。地主たちもその合意に従って信頼して生活しているわけです。このような形で安易に沖縄防衛局のほうがこの手続きに臨んでほしくないということを切にお願いして、冒頭の代理人の意見といたします。

次に反戦地主の方から。

○玉城会長 阿波根代理人、今のはご意見ということでおよろしいんですか。

○阿波根昌秀代理人（土地所有者側） 代理人意見ということでおよろしいです。

○玉城会長 はい。それでは。

○新垣勉代理人（土地所有者側） 代理人の新垣ですけれども、せっかく玉城会長が審理の整理をしようとしていたところ、阿波根代理人から総論的な意見を今申し上げましたけれども、お許しをいただきたいと思います。

○玉城会長 いえいえ、結構です。

○新垣勉代理人（土地所有者側） 会長が丁寧に双方の意見を区切りながら整理をしたいというのはよくわかります。今、阿波根代理人が指摘をしたのは、沖縄防衛局側の担当者の職名と所掌を確認したいという趣旨でご理解をいただければと思います。

○玉城会長 はい。わかりました。

○新垣勉代理人（土地所有者側） 私のほうが実は立ち上りましたのは、従来、私ども復帰後何回もこういう公開審理を経てきている経験の中からお願いをする件ですけれども、従来ややもすると公開審理は単に強制使用が決まって後、賃料を決めるだけだと、収用委員会の権限というのは単に賃料を決めるだけだと、あるいは使用期間を決めるだけだとい

う狭い理解で審理に臨まれていた委員の方々が比較的多いように感じております。

そこで、私のほうで改めて私どもが考えている当委員会の責任、職務の範囲、皆さんが審理をしていただきたい事項について、簡潔にお願いを申し上げて、その後で個別の釈明を各地主さんから意見を述べさせていただきたいと思います。

まず1点は、ご存知のように、強制収用の手続きというのは、使用認定を防衛大臣が行いまして、その後、収用委員会が申し立てを受けて審理を開始する構造になっています。

私どもは、もう皆さんご存じのように、そもそも使用認定、それ自体に対して不服であり異議申立てをしております。ただ使用認定については手続き上、防衛大臣が単独で判断をする仕組みになっておりまして、地主の民主的な意見を反映する仕組みになっておりません。そういう意味で、地主のほうでこの使用認定に対して不服を言う場が、民主的な手続きとしては保証されていませんで、いきなり訴訟の場で使用認定の取り消しをするという連帶的な法構造をもっております。

そういう中で、私どもはこの公開審理の中で、改めて防衛大臣が行った使用認定に対して、なぜ地主の皆さんが反対をしているのかということを意見を述べることになるかと思います。

皆さん、収用委員会の場からしますと、それは私たちの権限の範囲外だよと。意見は聞きおくけれども、本来は関係のない事項ではないかと思いますよというお考えをお持ちの方がだいぶいらっしゃると思いますけれども、しかし、そうではないというふうに考えています。

先ほど、防衛局のほうから意見陳述がありまして、その中にもありましたけれども、安保条約を締結しているもとで、我が国が米軍基地を提供するのは条約上の義務だという見解の表明がありました。確かに、安保条約を見る限りは、使用することができるというふうに書いてありますので、読みようによつては、条約上の義務ということをとらえることができると思います。

さらに、安保条約のもとで締結をされております日米地位協定をご覧になつていただければおわかりのように、条約上の提供義務があるとしても、個々の施設をどのように提供するかについては、日米合同委員会の中で日米双方の政府代表者が協議をして、合意をして定める仕組みになっています。したがつて、条約上の義務があるということから、直ちに本件土地の提供義務が生じるものでないということをまず申し上げておきたいと思います。

それから、2点目は、これから幾つかの求釈明が行われるわけですけれども、使用期間を皆さんのが認定するときに、ぜひ考慮していただきたい点があります。それは普天間飛行場もそうですし、那覇港湾施設もそうですけれども、これまで長い間米軍に対して提供されてきた施設や区域ではありますけれども、既にその弊害が指摘をされて、返還合意はなされている施設であったり、あるいは長期間米軍基地として使用の実態をもっていない施設であるというのが、本件施設の特徴であります。

ですから、使用期間を収用委員会の皆さんのが認定するにあたっては、当該施設がどのように過去使われてきて、実際に米軍にとってどの程度必要とされているものなのか。

ご承知のように、日米地位協定の中には、使用がされてない施設については、日本政府の側が返還を求めることができるという規定が日米地位協定で既に規定をされております。私たち国民に対する日本政府の責務としては、仮に提供されていた施設や区域であっても、長期間米軍が使用されてない状況が続いている施設、あるいは既に両政府間で返還合意が締結をされていながら、日本側の理由でそれが遵守をされていない施設等については、やはり使用期間を判断するにあたっては、収用委員会がその必要性を厳しく判断することが重要になるんだろうと思います。

ですから、基地の使用実態、あるいは提供に至る経緯等についても、十分に使用期間を認定する判断の重要な要素となると思いますので、この点に関する意見も地主側から述べさせていただくことになりますので、その趣旨で受け止めていただきたいというふうに思います。

それから、もう1つは、賃料の算定等にあたって、種々の要素を考慮していただくことになりますけれども、この点についても機会を得て積極的な意見を提示することになるかと思いますので、ぜひよろしくお願ひをしたいと思います。

そういう収用委員会の幅広い権限といいますか、これまで収用委員会が権限をもちながら十分に活用してこなかった視点も十分委員の皆さんで受け止めていただいて、私どもの意見をお聞きしていただけたら幸いだと思いますので、冒頭にあたってお願ひをしておきます。

○玉城会長　ただいまの代理人の新垣弁護士のほうからの審理の進め方についてのご意見というものは十分に斟酌しながら、この審理を進行させていきたいというふうに考えております。

そのほかに……。お名前おっしゃっていただいて、ご発言お願ひします。

○照屋秀傳（土地所有者・反戦地主会代表） 皆さん、こんにちは。私は地主の照屋秀傳と申します。

今回、私たちが強制使用はまかりならんよということでここに来ましたのは、64年前のあの戦争によってアメリカ軍に占領された土地、それから、1950年代、伊江島、伊佐浜、小禄、それから那覇の銘苅、こういう土地がいわゆる銃剣とブルドーザーで、家はガソリンをかけられて燃やされ、そこに住んでいる人たちは銃剣で追っ払われて、強引に取られた土地です。復帰後もそのまま地主に返すことなく、巧妙な手口で強制使用される。

こういう土地に対して、私たちはまかりならんと。こういうことで、きょうここに来ております。ですから、防衛局の岡久部長さん、公開審理ですから、公に開かれた審理会場ですから、お立ちになって、こちらに向かって、それからこの収用委員会の委員の皆さんにも声を見せながら、ぜひお話をさせていただきたい。どこに座っていらっしゃるのか、どうしているのか、僕はずーっと首を長くして見てみたら、やっぱりうつむいて、あの原稿だけ読んでいる。これではお互に話し合いができるんじゃないかなと思いますから、次からはお立ちになって、こちら側に向いてお話をなさったほうがいかがなものかなと思います。

さて、先週の火曜日、6月23日は慰靈の日でした。皆さんはどういう気持ちで一日を過ごされたか。嘉手納飛行場は異常なほどの爆音を撒き散らして、軍事演習をしたのか騒いでいたのかわかりませんが、新聞やその他のマスコミで報道をされております。

防衛局の皆さんには、そんなの関係ないということで、アメリカの軍用地を確保するため奔走されたかもしれません。もし6月23日のお互いの思いが1つであれば、ここの公開審理もスムーズにいくであろうと私は思います。

僕は、64年前は7歳から8歳。7歳で学校に入学して、戦争が終わるときは8歳になっていました。64年前のあの南部戦跡を巡って、向こうの地に身を寄せて考えてみます。あの戦争のために殺された20数万の人たち、鉄の防風の中で逃げ場を失って彷徨した幾十万の私たちの仲間たち。このことを思うときに、今の沖縄これでいいのかなという思いがするわけです。

私も、家族と一緒にやんばるに行きました。母は山中でお産をしましたが、食料は日本軍に奪われて、生まれた弟も山の中で死にました。久米島や渡嘉敷の強制されたあの集団死。こういうことを思うときに、本当に私たちは胸を張って、あなたの土地を米軍に貸してくれ、自衛隊に貸してくれ、こういうことが本当に言えますか。

今、この申請書を読んでいますと、地主と合意をするために努力したけれども合意の見込みがないと。こういうことをあっちこっち書いてあります。僕の家にも何度か皆さんのがいでになりました。名刺をもらおうと思って、名刺交換しようとするけれども、名刺は持っていないと、こう言う。国の仕事をして、国の職員が地主のところを訪ねて、何々でございます、あなたの土地をぜひ契約したいと思うから、ひとつ時間をくれというぐらいの礼儀があって当たり前です。これは日本では、大和ではどうなっているかわかりませんけれども、沖縄の常識では、他人の家に訪ねて行って、他人の職場に訪ねて行って、自分の仕事をするというときには、名詞ぐらいはやっぱり持つのが礼儀です。

僕の家には何度も来ます。僕は若い頃、37年ぐらい前でしょうね。あのときは防衛施設局の皆さんのがいらっしゃると、僕は玄関払いをして帰しました。でも、やっぱりこの年になっていますから、そういうわけにもいかんから、どうぞと言って中に入れて、暑いときには冷たい麦茶でもおあげしたいよ。僕は中に案内するんだが、次の仕事がありますからと玄関から入りません。玄関の入口で挨拶だけして、ああだめですなということで、次のまた訪ねるところがありますからと言って、いつも行く。これも1人や2人じゃない、3名、4名。こういうふうに、何度も来ます。でも一度だって靴を脱いで中に入って、半時間、1時間、契約の話、あなたの土地はこういうふうに使いたい。あるいはあれからもう37年、戦後64年たっていますからね。これまであなたたちの土地は朝鮮戦争のときに行って、朝鮮の人たちを助けましたとか、ベトナム戦争のときにベトナムに飛んでいって、ベトナムの人を助けましたとか。今度は湾岸戦争、イラク戦争で嘉手納基地から普天間基地からたくさん飛んでいってイラクの人たちを助けましたとか。本当はこういう話になつて、だから引き続きアジア平和のために、沖縄の人たちの平和と安全のために使いますから貸してくれという話をするのが、これは常識じゃないですかね。

僕は契約書を持っていらっしゃいますかと。条件が揃えば契約するかもしらんと。反戦地主会というのは何でも反対じゃないよと。賛成ができる可能性があるならば、僕は会長でもあるしね。これは会員の皆さん、やっぱりみんなで話し合って論議をして、説得をして、契約するかもしらんよ。でも、契約をしてくれといって来るのに、契約書も持っていないんですよ、収用委員会の先生方、契約書も持ってきてなくて、「イエス」か「ノー」かだけで、あなたの土地が、僕の土地があっちに行ったり、こっちに行ったりできる、そういう土地なんでしょうかね。

県民の財産である沖縄の土地、狭いというけど、ここに全国の75%の基地が集中してい

るという。その土地を引き続き使いたい。「イエス」か「ノー」か。契約書はなし。これで地主のところにまわってきて、これで話が進むと思ったら大間違い。だから合意が得られなかつた、努力したけど合意が得られなかつたというのは、これは嘘。こういう嘘が僕はあの戦争を起こしたんだな。

この前、航空幕僚長の田母神俊雄という人が言っていましたね。「日本が侵略国家であるということは濡れ衣である」と。こんな嘘をつくから戦争はしやすくなるんです。強制的な集団死、あれは沖縄の人たちが国のために、天皇のために命を捧げた、最期まで沖縄の人たちは戦つたんだよということで、戦争の美談にされる。このことを私たちはあの 64 年前の戦争を体験して許せない、こういう立場であるわけです。

6月23日は私たちにとって、もう二度と騙されない。軍隊のない、基地のない沖縄。反戦平和の起点にしようと。そういう誓いを立てる 6月23日であります。

だからこんな簡単に、座ったまま本を棒読みして、これで事を済まそうとする、こういうやり方に私は大きな不満をもっています。

もう 1 つは、これもぜひ収用委員会の皆さんにもお願いをして実現させたいなと思うのは、64 年間も強引に取り上げて地主が中に入れない。僕は嘉手納基地にも土地をもっておりますが、私たちの土地柄、朝鮮やベトナムや湾岸諸国やイラクに、これからアフガニスタンといっているよ。こういうところに爆撃が飛んでいき、海兵隊が艦船に乗つていって向こうで戦争をする。本当に沖縄の基地がアジアの安全と平和のために寄与してきたのか、このことに大きな疑問を僕はもっています。違うな。これも騙しの手口だな。

アメリカ軍によって朝鮮、ベトナム、イラク、これからアフガニスタン、多くのそこの土地の人たちが虐殺をされ、人命が、人権が剥奪され、苦しい中で呻吟をされています。アジアの平和と安全のために沖縄の基地が不可欠であるんじゃない。アジアの人たちの生命と財産と生活を破壊する根源になっている。沖縄の軍事基地。これを絶対に許さない、こういう声を私たちはきょうの公開審理からずっと終わるまで叫び続けたいというふうに思います。私たちの土地にぜひ立ち入りをさせてもらいたい。これまでどういうふうに使っていき、今、どういうふうに使い、私たちの土地にどういうふうな軍隊が居座って、アジア各国に飛び立つて戦争をしてきたのか。これからもどういうふうにしたいのか。これをぜひ見てみたい。

それから、たびたび問題になっております私たちの土地の中には、有毒なガス、あるいは有害な化学物質がたくさん隠されている、埋もれている。このこともたびたび問題にな

っております。このことも現地に入ってぜひ確かめてみたいなど、こういうふうに思います。ぜひひとつ現地立ち入り、私たちの土地に地主が入る権利、これをまず認めてもらいたいなどというふうに思います。

最後に、収用委員会の皆さんにもお願いを申し上げたいんですが、この収用委員会は単に2つを足して2で割る、こういう形じゃなくて、本当に先生方の裁決の内容が、これは沖縄の人たちに対して失望を与えるのか、希望を与えるのか。希望を叶えるためにしばらくは我慢してでもいいという、そういった決意を与える内容であるのか、これは非常に大きい問題であります。沖縄は薩摩侵略から400年、明治の処分から130年、戦争から65年、復帰から37年、大きな節目を迎えてます。400年以前の沖縄は王制で琉球王国だと言われておりましたが、沖縄はアジアの架け橋になろう。こういうことで沖縄の琉球国が成立をしたようです。あっちこっち本を読むとそういうふうに書かれています。だから架け橋になるためには武器は持たない。イチャリバチョーデー(一度出会えば兄弟)。あっちの国から来る人たち、また、こっちからあっちの国に行くとき、イチャリバチョーデー。礼をつくして接し、和をもって結んでいこう。こういう武器なき万国津梁の邦をつくってきた。こういう私たちの先祖の偉大な心、これを私たちは受け継いでいます。

たまたま外交上、行き違いもあって、いさかいもあるかもしれないけれども、そのときには「手ヌ出ジラー 意地引チ・意地ヌ出ジラー 手引チ(手が出そうなら意地を引け)」こういう自分を戒める自責の心も私たちは先祖代々から受け継いできた。こういう心をもつて、ウチナーンチュのDNAの中にはちゃんと組み込まれています。けれども、400年前の1609年、薩摩の軍隊によって沖縄が属領化されて以来、収奪と搾取、戦争と貧困、抑圧、これはずっと400年間、一貫して変わりません。これから沖縄の人たちが日本人として、あるいは沖縄が日本になって1億2,000万人の国民と一緒に日本人とするならば、沖縄だけこんなにたくさんの軍事基地は必要ではない。土地は全体の1%、0.6%、人口は約1%。けれども、軍事基地だけは75%、こんな異常な沖縄がこれからも続いていいのかなという疑問を私たちはもたなければいかん。

防衛局の皆さん、本当にこういうことを皆さんも仕事を通じて矛盾を感じることがあって当たり前じゃないのかね。給料をもらうために、これ仕方がない。これは僕らはわかりますよ。でも、仕事を通して心まで沖縄を踏み倒していくという根性は、僕らは許せない。

僕の家に1回だけ玄関に座ってお茶を飲みながら半時間ぐらいかな、話してくれた職員がいます。この人は最近見えなくなっている。人事異動されたのか、定年されたのかよく

わかりませんけれども、話し合う中で「何かありましたら防衛施設局にも電話してください」と、親切に僕に話してくれた人がいる。こういう人たちが僕らは防衛局の中にほしい。そして、私たちの思い、あなた方の思い、これをぶつけながら仕事をしていく、私たちもまた生きていきたい。同じ日本人なんだから。こういうところをぜひ私たちはもちろん、この公開審理をスムーズに、そして沖縄がだんだんだんだん不幸になっていく方向じゃなくて、少しでもいいから今年よりは来年、来年よりは5年後、よくなるような方向でのこの公開審理をやっぱり道をつくっていかなければいかんなというふうに思って、ちょっと時間をオーバーしましたけれども、申し上げたいなと思って立ちました。ひとつよろしくお願いします。ありがとうございました。

○玉城会長 今、発言されたのはあらかじめ意見を述べさせていただきたいというふうにおっしゃっていた反戦地主会の代表の照屋秀傳さんということですね。

はい、それではどうぞ。

○仲山忠克代理人（土地所有者側） 地主代理人の仲山忠克と申します。

今、照屋さんのほうから基地の立入要求がありました。そのことについて関連発言をさせていただきます。

○玉城会長 はい、どうぞ。

○仲山忠克代理人（土地所有者側） この間、長い収用委員会の過程で基地の立ち入りがようやく認められてきた経緯があります。ただし、この間、基地の立ち入りがなされたことについては、代理人のみに認められて、地主本人には認められませんでした。その唯一の例外がキャンプキンザーにおける古波蔵さん、古波蔵さんについては、唯一基地の立ち入りが認められましたが、それ以外の地主についてはことごとく拒否されて、代理人しか認められませんでした。どうしてなのか、この説明はこれまで全くありません。おそらくこちらが推測するに、地主の立ち入りであれば、基地の安全上支障が生ずるおそれがあるんじゃないかという邪推のもとに、地主の立ち入りが拒否されてきたのではないかと思われます。

しかし、実際、古波蔵さんのキャンプキンザーにおける立ち入りで、特に問題はなくスムースになってきたという実績もあります。そういう意味で、今回の手続きにおいては、ぜひ地主ご本人の立ち入りをすべての施設において認めていただきたいということを要望いたします。

○玉城会長 そのほかになれば、あらかじめのご意見の陳述予定のあった方を指名し

て、意見陳述して、特別にありませんね。

それでは、あらかじめ意見陳述の申し出のありました……

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) 求釈明で……

○玉城会長 は、必要ないですか。意見陳述は、あらかじめの連絡としては、城間さんか長嶺さんかどちらかということは伺ってはいるんですが。

それでは、どうぞ。

○城間勝(土地所有者・一坪地主会代表) 普天間の地主の城間と申します。私たちの土地のある普天間飛行場は、皆さんもご承知のように、2006年年のロードマップによって、その前に先ほど阿波根代理人のほうが話しました1996年のSACOの最終報告によって、一応返還するというんですか、そういうふうになっているんですが、一向に返還されてこない。その後、米軍再編の中で、2006年のロードマップの中で、代替移設を求めて、代替移設に移って後、2014年までに返還するというふうな内容になっております。

私たちは、この普天間飛行場の返還にあたっての米軍や日本政府が、この中で言っていることに対して、非常に沖縄県民として憤りを持っています。

普天間飛行場は、前のランズヘルド米国国防長官の発言にもありますように、世界一危険な飛行場ということを米軍自ら、米国自ら認めている基地であります。危険な飛行場であれば即刻閉鎖をして、そして返していく。あらゆる補償をして返すのは当然なことありますが、それがやられてなくて、未だかつてめどが立たないというこんな事態になっています。このことに対して怒りをもっていますが。

しかも、最近、よくメア米総領事などがよく言っていることですが、この普天間飛行場、これは危険な飛行場で、もう世界一危険な飛行場だと言いながら、この返還にあたって新たな基地の要求をする。この新たな基地がつくられて提供されなければ、返還しないという、こういう態度をとっている。

皆さん、先ほど秀傳さんや阿波根代理人のお話がありましたように、沖縄の米軍基地は、アメリカ軍が沖縄の人々の生活の場を奪って、お家や墓も田畠を奪ってつくった基地なんです。戦場によって沖縄の人たちをみんな収容所に追い込んでいて、1945年の中につくったような基地がほとんどであります。

この沖縄の人たちから奪った基地を返還するにあたって、新たなものを要求する。こういう態度が許されるでしょうか、皆さん。泥棒が人のものを取って、それを返すかわりに、これ使い勝手が悪いから返そうなというかわりに、今度は使い勝手のいいのをよこせとい

う。こういう態度です、今のアメリカの態度は。

このようなアメリカ政府、それからメヤー米総領事などが言っているような、このパッケージ論によって、沖縄の人たちの奪ったものを返すかわりに新たなもの требует. 現在の基地を質ダネにして新たな上等なものをとろうとする、このアメリカ政府のやり方を私たちは絶対に許すことができない。

今、ここに岡久管理部長さん以下 10 名の沖縄防衛局の職員がいらっしゃいますが、皆さんには沖縄の基地がどのようにして形成されてきたかというのをご存じないだろうと。皆さんも若いですから。沖縄の人たちの生活の場を奪ってつくられてきた基地なんです。そのことを肝に銘じて、ひとつ仕事をしてもらいたい。収用委員の皆さんには沖縄の方ですから、そういうことはよくご存じだと思いますが、これから審理にあたって、居丈高にやっているあのメア総領事のあいう態度を私たちは絶対に許せないということで、沖縄の人々のこれまでいじめられてきた魂を引き継いで審理をしてもらいたい。以上です。

○玉城会長 城間さんも、あらかじめ陳述の申し出のあった意見の陳述ということでお聞きしておきます。

本日の審理の予定としましては、とりあえず土地所有者ないしは代理人の方々の意見陳述をいただいて、その後で、これも申し出のありました内容ではありますけれども、求釈明事項、これは一問一答で進めていきたいというふうに考えておりますけれども、意見陳述はこのぐらいということにして、あと進めていこうと思います。

ちょうど時間の経過の具合ですと、真ん中ぐらいにはなっているんですが、特別に今ぜひ何か述べておきたいということがなければ、ここで休憩をはさみたいと思いますが、ござりますか。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) 意見陳述というのは、先ほどもありましたように、冒頭の意見陳述でやったということで、終わります。

○玉城会長 それでは、まだ意見陳述というのがあれば、休憩を一旦はさんで、それからまたお願いしたいと思います。あらかじめ申し出のありました意見陳述と、冒頭の意見陳述というのは一応これで大体なされたというふうに考えておりますので。

今、2時25分です。これから15分間、2時40分まで休憩といたします。それでは、しばらく席を外します。

(午後2時25分 休憩)

(午後2時41分 再開)

○玉城会長 それでは、休憩前に引き続き、ただいまから審理を続けていきたいと思います。

審理は土地所有者ないしは土地所有者代理人の方々の意見陳述ということで進めさせていただいていました。それで休憩中に申し出のありました土地所有者の方の意見陳述の申し出、茂野さん、東京から来られたんでしょうか。申し出がありましたので、意見陳述よろしくお願ひします。どうぞ。

○茂野俊哉（普天間基地土地所有者） 東京からまいりました普天間の地主の茂野です。

この意見陳述でどうしても今回したかった内容というのは、防衛局のほうが申請理由の中で常に「土地所有者との合意に努力しているが、合意に至らなかった」というふうに言っているのですが、私はこの合意の努力という点について非常に以前から説明を求めていることがございまして、それについてお答えを得られないので、ぜひここでもう意見として述べさせていただきたいと思っています。

私は 96 年から普天間の地主であるわけですけれども、過去 2 回防衛施設局の方がいらっしゃいました。ただ、これがいわゆる合意を努力するための訪問であったのかということが非常に疑問であります。97 年には 2 人の方が突然いらっしゃいました。それで「あなたは地主の方ですよね」と。それで「土地使用について賛成ですか、反対ですか」ということを聞かれ、「もちろん反対ですよ」というふうに答えて、その後、少しお話をしたいと思ったんですが、「そうですか。それでは、結構です」と申されまして、その一言だけを聞いて、ですから 1 分もいらっしゃらぬうちに立ち去られた。これが 97 年のことです。

それから、2007 年、やはり訪問がありまして、これについては、私が不在のときにいらっしゃったようで、たまたま私の連れ合いが、「今、施設局の方がいらっしゃっている」ということで、何か聞きたいことがあるようならば、ここで電話をかけて話してもいいんじゃないかということだったんですが、それには及ばないということで、これはメモ書きで施設局のだれだれであるが、きょうお訪ねをしましたというメモ書きを残されてお帰りになつたわけです。この 2 回がいわゆる私に対する合意を得るために努力としての訪問ということになるわけなのですが、私はこれは合意を得るための努力とは普通言わないんじゃないかと思いまして、この度、土地の使用について意見を求められた際に、意見書を求められた際に、このこともお書きしまして、具体的にこのような訪問にどのような意味があるのか、これは合意を得るための努力の訪問というふうに位置づけられるのかどうか。あるいは、このようにして過去に 2 回訪問されたことは、一体どのように報告されているの

かということについて、私としてはぜひ聞きたいことだと。ぜひこれにどういう意味があったのか、どういう報告がされたのかということが聞きたいのだということを意見書として書いてお送りいたしました。もちろんこれについて答えが今までないのですけれども、そういう事実をもってしても、私はこの申請理由の土地所有者との合意を努力しているという点については、具体的に理解できませんので、ぜひそういうことについてどういうお考えをおもちなのか、お聞きしたく意見ということにさせていただきたいと思いました。以上です。

○玉城会長 茂野さんの今、ご意見ということで述べていただきました。

そのほかにもどなたか土地所有者の方でご意見ある方は挙手をいただければ。

はい、どうぞ。

○上原(普天間基地土地所有者) 私は上原と申します。今、喋った茂野さんと同じ普天間飛行場の一坪地主です。

ただ、私は自分の父親が戦争でどこで死んだかわからないという状況で、私自身は沖縄戦のとき東京において、今も東京に住んでおりますけれども、今、考えることは先ほど岡久部長はいろいろ理由を説明しておりましたけれども、私は防衛局の皆さんにお願いしたいことは、沖縄に実際に住んでおられて、普天間飛行場がどれだけの迷惑を地元の人たちにかけているか、どんな事故を起こしているか。そういうことがおわかりのはずだから、政府に対して、アメリカの国防長官が世界一危ない飛行場だと言っている、これを早く返しましょうということを、あなた方は上司に伝えているかと。あなた方の仕事は地主を説得するだけが仕事じゃなくて、地元の人たちが安心して暮らせるようにするという、そのことを目指すのがあなた方の本来の役割のはずで、それをあなた方の仕事として、あなたの上司に、防衛大臣に、総理大臣に、こういうことをしなくちゃいけませんよと、そういうことを申請していらっしゃるか。してなかつたらこれからでもぜひ頑張ってください。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○玉城会長 ただいまのは土地所有者の上原さんからのご意見ということでしたが、そのほかにはおられませんか。

この後、いろんな形で求釈明が出ておりますから、そちらのほうに移る前にあらかじめのご意見があればお聞きしておきたいと思うんですが。どなたか。

特別になければ、求釈明の事項について、それぞれ求釈明として進めさせていただいてよろしいでしょうか。

あらかじめ求釈明の申し立てとして、普天間飛行場について現在までのところは 12 項目、それから那覇港湾施設について 3 項目、これが提出されておられます。それでこの 6 月 3 日付けの申立書による求釈明事項について順を追って求釈明という形で、これに対する防衛局側の回答という方式で進めさせていただきます。そのときには求釈明、それからこれに対する説明、これはいわゆる一問一答式で行っていきたいと思います。特に意見の内容もそうだったんですが、審理記録作成のために発言者はマイクを使用して、土地所有者または代理人の方はご自分の氏名、それから防衛局の方は職名、それから氏名を述べていたい、岡久部長はもう述べられていますので結構だと思いますが、2 回目からの回答、あるいは説明というのは氏名、そのほかは省略してもらっても結構です。

それでは、あらかじめ求釈明の申し立てのありました内容について、これは普天間飛行場に対する求釈明の申し立てで、6 月 9 日付けの申立書の 1 番、2 番については私のほうには長嶺さんのほうで求釈明をしたいというふうにお申し出がありますけれども、長嶺さんの方からお願ひいたします。

○長嶺律雄（土地所有者・一坪地主会代表） 地主の長嶺です。

2 つほどお願ひしたいんですが、収用委員会のほうに。1 つ目はこの公開審理にあたりまして、依頼を受けた弁護人と地主の数名で大体大まかな進め方とか、こういう求釈明事項を出してくれと。きょうお見えになった地主の皆さんには、常々私たちが言っているように一坪反戦地主会とか、あるいは反戦地主会の、この地主の共有地の地主の皆さんというのは、いろんなものの考え方をもっていると常々言っています。だからきょういきなり公開審理にきて意見陳述をしたくても、用意できていない方もおられましょうし、自分がやりたいと思っても、できると思ってない方もおられると思いますので、これから求釈明に入っていって、後でも意見陳述したいという方がおりましたら、ぜひその方の意見を聞いていただきたいと思っております。

○玉城会長 はい、それは適宜配慮して進めていきたいというふうに考えます。

○長嶺律雄（土地所有者・一坪地主会代表） もう 1 つは、収用委員会への質問ですけど、前回の 2005 年 7 月の県収用委員会の裁決決定書、あるいはそれ以前の決定書も含めまして、その中に貴収用委員会は、「土地所有者と任意交渉を行うことが望ましい」とちゃんと文書で明記しています。それだけじゃなくして、「任意交渉を行わない場合は、裁決申請を却下事由に該当する」と。以降、但し書きも付いていますけど、そういうことまで言い切っているわけですね。任意交渉を行わない者については却下していいんだと、そういう

使用裁決申請は。ということを言い切っているわけですよ。だからこのものの考え方というのは、この収用委員会の審理状況を見ていますと、会長さんの姿勢によっては、いろいろ変わったりしますので、この姿勢というのは前の収用委員会の文書で示された姿勢というのは、今の収用委員会も変わらないかどうか。できるだけ変わらない格好で維持していただきたいというお願いでありますけれども、そこについての質問をお願いします。

まだありますけど、お答えを受けてからやりますね。

○玉城会長 収用委員会は、メンバーの入れ替わり、そのほかありますけれども、少なくともこのメンバーで前にやった立場というのは、引き続いて基本的なところは変わにくつもりはないというふうに考えております。

ただ、入れ替わりでどういうふうになるのかというのは、将来のことですので何とも言いうようがありませんけれども、少なくとも私と、あと何人かは前の裁決ということもやっていた経過もありますので、基本的には変わらないというふうにご理解いただきたいと思います。

○長嶺律雄（土地所有者・一坪地主会代表） 大変ありがとうございます。

あと、防衛局に質問していきますけど、求釈明。

私は今回、沖縄防衛局の今回の裁決申請書は嘘が書かれていると確信しています。嘘の部分は、申請書の大きな部分は1項の最下段から2ページの最上段部分です。沖縄防衛局は、一部省略しますが、最下段の3行目に「駐留軍に区域」、これ私は土地と理解していますけど、区域として提供する必要がある民公有地については、土地所有者の方々との合意により、使用権原を取得するところは基本と考え、土地所有者の方々の合意が得られるよう努めていますが、合意が得られない場合は云々とついています。この部分は全くの嘘です。これは私が防衛施設局の意見提出をやったときに、ちゃんと、この文書の中に書いてありますように、要求しています。

この文書で、これは10年も前からの文書ですけど、土地収用法は本来事業主が土地の所有権者と折衝することを前提としている。他人の土地を借用する場合も、丁寧に借用理由を述べて、三顧の礼を尽くしてお願いして折衝するのが、私たち人間社会における道徳的規範じゃないでしょうかと言いたい。

沖縄防衛局は、その社会的道徳規範を無視して、一方的に強制使用の手続きを行うのは不当である。まず、地主と折衝する。僕の家に来てほしいと何回も私は言っています。直接防衛局に意見照会をやったときに。来たことはありません、借用してほしいということ

で。

地主の意見を聞く公聴会を開催せよ。5番目に、一坪反戦地主会の会員というだけで折衝を行わないのは、思想信条の自由を侵した許し難い会員への差別であり、かつ会員の結社の自由をも侵害している。強制使用の手続きに入る前に、現地立ち入りを認めよ。殺人を第一の主目的とする軍事基地は何の公共性もない。あと、8、9、10項目述べていますけど、一応そこのほうは省きます。

こういう意見をきちんと私は言っているんです。訪ねて来てほしいと。でも、防衛施設局で私が対応したときには、そういう努力しているという話、訪ねて来ますという返事は聞けませんでした。

一坪反戦地主共有地の地主は、ある思想集団みたいな話をしているわけです。だったら、そういう返事をするんだったら、この文書にこういうことちゃんと書きなさい、あなたたちは。おかしいんじゃないですか。この嘘のことを書いて。僕は、そのことを認識してほしいと思います。

それから、2点目に防衛施設局に急な質問なので答えないと思いますけど、皆さんにお訪ねした地主の数は何名で、それから訪ねなかつた地主の数は何名ですか。これを今回じゃなくてもいいですから、次回の審議会でもいいから報告してください。

それともう1点、今、世代交代が私たちの共有地主の間でも進んでいます。もう年とつてですね。もう27年にもなりますから。それで、地主の本人が亡くなった方がおられるわけです。これを防衛施設局は強制使用するために、職権で、いわば相続権のある皆さんについて職権で新しい地主をつくります。いわば職権登記するわけです。子供たちとか奥さんとか、あるいは兄弟とかに、職権登記するわけです。この人たちがもう既に、前回の裁決、その前の4年間の裁決、その前の5年間の裁決期間からいうと、もう既に100名を超えている人数が僕はあると見ています。この人数は、具体的には向こうが職権登記するので、私たちは収用委員会の裁決文書が出て初めて地主の名簿を見て、あ、この人は亡くなつて、職権登記された人となつていると、わかるわけです。職権登記する人数は、向こうのほうが把握していますので、この収用委員会の場で、私たちにこの数を報告してほしいんです。この報告を数を受けてから、その後の論議に入っていきたいです。このことができるかどうか、返事だけ聞きたい。

○玉城会長 まず、今、幾つかお話が出ましたけれども、長嶺律雄さんのほうから2008年の8月18日付けですか、意見書というのが書面で作成されて、今収用委員会のほうの手

元にあるんですが、これは防衛局のほうでは把握されておられるんでしょうか。

○長嶺律雄(土地所有者・一坪地主会代表)　　これは中身的には、普天間の意見書提出のときの文書ですけど、そのとき防衛施設局の対応があまりにも無茶苦茶で腹立たしかったので、あのときは提出していません。この文書は8月の日付けで打っているのは、嘉手納基地の意見書提出のときに、そのときに中身は同じですけど、一応は提出しないといかんなということで提出していますので、防衛施設局は持っていると思います。

○玉城会長　　そうですね、これ右側のタイトルですと、嘉手納飛行場内の地主ということが記載されているんですけども、これは防衛局のほうは、この書面があるということは把握されておられますか。

○岡久敏明代理人(起業者側)　　管理部長の岡久でございますけど、今回はこれ普天間と那覇港湾ということの公開審理で、私ども嘉手納のことについてはちょっと、今のところ何も現状持っておりません。

○玉城会長　　そうすると、これが嘉手納の関連で受け取られているかどうかというのは、次回までにはわかると。

○岡久敏明代理人(起業者側)　　次回までに調べてまいります。すみません、もう一度タイトルのほうをお願いできますか。

○玉城会長　　意見書というタイトルで、2008年の8月18日付け、それで嘉手納飛行場内の地主で長嶺律雄というふうにお名前まで記載されている。強制使用について下記のとおり意見を述べるということで10項目番号が振られている文書です。この内容についても、中身は今、長嶺さんのお話ですと、普天間飛行場とほぼパラレルに考えてよろしいというようなお話がありますので、ぜひこれについてどういう対応の仕方、あるいははどういうふうな考え方だったのか、これはお聞かせ願えればなというふうに思っていますけれども。

○岡久敏明代理人(起業者側)　　わかりました。では、次回までに。

○玉城会長　　はい。できるかできないかまで含めて、よろしく取り扱いをお願いします。それから、合意について、今、長嶺さんのほうから、特にあらかじめ求釈明の申立てのあった土地所有者らとの交渉、話し合いに関連して、何人だったのか。それから、相続、そのほかの事柄が発生したときに、職権登記ないしは登記の申請ということで、いろんな地主の方のお名前とか、あるいはそういう、何人であるかとかいう整理をされた、相続関係の整理をされたということについて、これを確認して回答できるかどうか、そこをお答え願いたいという話がもう1つあったと思うんですが、これについては防衛局はいかがお

考えですか。

○岡久敏明代理人(起業者側) ご質問の内容ですね、項目等を文書でいただいて、それから我々も考慮したいと思っております。内容を文書でいただかないと、ちょっと中身がわかりませんので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○玉城会長 おそらく人数とか、そういうことになるだろうとは思うんですが。

長嶺さんのほうで。

○長嶺律雄(土地所有者・一坪地主会代表) よろしいですよ。文書にして改めて収用委員会側を通して提出したいと思います。

○玉城会長 収用委員会のほうに提出していただければ、その内容について防衛局のほうにお渡しして、それで回答できるかどうかまで含めて準備していただくと。そういうことにいたしたいと思います。

○長嶺律雄(土地所有者・一坪地主会代表) 続けますけど、私は防衛施設局のこの申請文書は嘘で連なっているので、書き換えて出すように県収用委員会に求めたいと思っています。

その証拠として意見書の関係を出したんですけど、この場で「努力した」と言っているのは私は嘘だと断定していますけど、この言葉は。これはなぜかというと、きょう照屋さんも話したように、照屋さんはどうぞあがってくださいと、コーヒーも用意していますよという。照屋さんからお話を聞くと、と言ったら、いやもう失礼しますと、で帰ったと言っているわけです。これは共有地主じゃない、会長です。だから、その話を聞くと、あ、照屋会長さんの顔見にきました、はい、さようならと。そういうのが合意を得る努力と。顔を見に来て、はい、さようならしているのが、努力という文章になるのかなと。

私は、ちゃんともう何年も昔から、十何年も前から訪ねてきてほしいというお話をしています、私は、個人的に要求しています。でも、私は防衛局が来て、せひ会って話したいということは聞いてないんです。なぜ来てほしいという要求しているのは、もう1つ理由があるんです。私は、防衛局は38種類の契約書を持っている。1人の地主と対応するのに、38種類の契約書を持っていると言っているわけです。そしたら、私と契約する書類はどういう契約書なのか。ほかの人と契約する契約書はどういう契約書なのか。せめてその幾種類かでも検討したいという思いがあるわけです。それを見たいという思いがあるわけです。そのへんもあるんですけど、全然来てないというお話があるんです。これは私が不穏な人という断定を防衛施設局がしているかどうかわからないんですけど。そのへんの理由が、

なぜ来なかつたかという理由があるんだったら、聞かせてほしいです。

○玉城会長 今のご質問あるいは求釈明の趣旨は、合意の取り付け方として面談の方法を確実にとっているかどうかということと、契約書面、これを開示して合意に至ると。そういう方法をとっているかと。そういう2点に集約してお聞きしてよろしいですか。

○長嶺律雄(土地所有者・一坪地主会代表) はい。

○玉城会長 それでは、今の中身なんですけれども、合意の取り付け方として、面談の方法をとられているのか。あるいは面談の方法以外に契約書の提示によって内容を開示して、それで合意を取り付けるという方法をとっておられるのかどうか。これについて防衛局のほうから回答をお願いします。

○岡久敏明代理人(起業者側) 防衛局の岡久でございます。お答えをさせていただきた
いと思います。

まずその前に、内容的に求釈明の項目の1項目ということで私どものほうお答えをさせ
ていただきたいと思っております。

まず、私ども、いわゆる一坪共有地主の皆様方を除く、除く土地の所有者の方々には、毎年のようにご自宅のほうにお伺いいたしまして、契約に応じていただけるよう交渉を行っておりまます。また、平成22年1月1日以降の使用については、普天間、那覇港湾とも、駐留軍特措法の手続きの開始前に、19年2月から7月までの間に、土地所有者のご自宅を2度訪問いたしまして、賃貸借契約に応じていただけるよう交渉を行いましたけれど、合意は得られなかつたところでございます。

それで、なお、一坪共有地主の皆様につきましては、その会の目的が、戦争に反対し軍用地を生活と生産の場に変えていくという目的として、要するに契約拒否の運動を拡大するというふうな活動の内容を、私ども客観的に見まして、この土地所有者の方たちとの合意による使用というものは、その実現性がないというふうに判断をし、賃貸借契約の交渉は行っておりません。以上でございます。

○玉城会長 今のが防衛局の求釈明の1項に対する回答ということになりますね。

○長嶺律雄(土地所有者・一坪地主会代表) そういうお答えみたいなことするんだったら、この申請書に一坪共有地主は何だかんだと言って、ちゃんと書きなさいよ。全然知らない人が見たら、まじめに一生懸命防衛施設局やっていると見ているんです、こんなばか
な嘘はやめてください。なぜそういうことを書けないんですか、書けない理由を述べてく
ださい。

○玉城会長 防衛局、お答えできますか。

(「玉城会長は法律家だろ。これ大変な問題だよ。いろいろの考えがあつたって、同じ資格条件をもっているんだよ。地主は。一坪だろうが、反戦だろうが。これはもうめちゃくちゃだ」と言う者あり)

○岡久敏明代理人（起業者側） お答えをいたします。

従来からの考え方は全く変わっておりません。何も。前回のほうもそのような考え方で、我々のやり方というのは、交渉の方法というのはこれで全く変わっておりません。従来どおりでございます。以上でございます。

○玉城会長 はい、どうぞ。長嶺さん。

○長嶺律雄（土地所有者・一坪地主会代表） これは嘘を書いているから、書き直してほしいと私は言っているんです。なぜ書き直せないか。あんたはちゃんと今発言したわけでしょう。公式文書に書きなさいよ、その発言を。書けない理由は何ですかと聞いているんです。そこをお話願いたいと思います。

○玉城会長 今の反論といいますか、どうして書けないのかということが聞かれてはいるんですけども、防衛局のほうでお答えできますか。

○岡久敏明代理人（起業者側） 同様なお答えになると思うんですけども、前回と全く変わっていないということでございます。繰り返しになりますけれど、そういうことでございます。

○玉城会長 要するに、ここで記載してある申請の理由説明書については書き直せないというふうにお聞きしてよろしいですね。

○三宅代理人（土地所有者側） 補充してお聞きしたいんですけども。

○玉城会長 すみません。お名前を。

○三宅代理人（土地所有者側） 代理の三宅です。

補充してお聞きしたいんですけども、あなたたちが言っている一坪反戦というのは、どの範囲のことを言われているんですか。共有者は全員一坪反戦地主会の会員だというふうに評価しているということになるんでしょうか。どうですか、それ答えてください。

あなたたちは、一坪共有者はそういう目的、軍用地を生活と生産の場にすることを目的として集まっている人たちだから、この人たちは当然契約する考えがないから、そもそも交渉しないんだというふうに言われましたね。共有者のどの範囲の人たちが一坪反戦地主会だと思っているんですか。確認してください。

○玉城会長 防衛局、回答お願いします。

○岡久敏明代理人（起業者側） お答えをいたします。

私ども一坪反戦地主が全員ということを言っているわけではありません。一坪共有地主というふうな方々はそういうふうに考えておる。一坪共有地主はどういうことだと言われますと、土地を決めて、その土地に多数の方が共存なさるという活動をされていると承知しております。

普天間飛行場においていうならば、宜野湾市の大謝名東原 994 番の 2 の土地を共有し、契約拒否活動を拡大する等の活動を行っている方々及びその活動に共感されている方々ということで、私ども一坪共有地主という形で言わせていただいております。

○三宅代理人（土地所有者側） つまり一坪共有地主は全員同じ考え方で集まっている人たちだ、しかもそういう団体だというふうに評価されているということですか。一坪共有地主の中にもいろんな立場の人がありますよ。一坪を相続している人たちもいますよ。当初の構成員でない人たちもいますよ。こういう人たちをどういう判断で今のような判断にしたんですか。結局、一坪共有者であるということだけで、これは契約を拒否する人だというふうに判断しているということなんですか。1人1人の意見を聞きましたか。どうなんですか。何を根拠にして一坪共有者は契約を拒否する人だというふうに考えたんですか。その根拠を明らかにしてください。

そういう言い方をすれば、前の県議会で一坪反戦地主会は公的な職務から全部排除するという県議会決議を出しましたけれども、それと同じことですよ。一坪共有者は同じ思想を持っている人たちで契約を拒否する人たちだというあなたたちがレッテルをはって、一定の評価をするわけですよ。

反戦地主と異なって一坪反戦地主会に対しては、そういう機会も保障する必要のない人たちだというふうにレッテルをはるんですよ。一坪共有者という名前によって法的保護に値するような手続きを全部排除するんですよ。そういった差別的扱いをすることができるというのは、共有者だから差別的扱いをするんだということを今言っているんですよ。そういうことですか。

○玉城会長 防衛局、回答お願いします。

○岡久敏明代理人（起業者側） お答えをいたします。

私ども差別をするというように思っているわけではありません。繰り返して大変恐縮でございますけど、一坪共有地主の方々につきましては、戦争に反対し軍用地を生活の場

として…。

○三宅代理人（土地所有者側） ちょっと待ってください。そんなことを聞いてないですよ。あなたたちが一坪共有者がそうだというふうに言っていますけれども、何を根拠にしてやっているのかをしてください。

○岡久敏明代理人（起業者側） だから根拠を今しゃべっているわけです、発言しているわけです。

○三宅代理人（土地所有者側） ちょっと待ちなさいよ。共有者を全員そうだというふうに判断した根拠を言いなさい、根拠を。共有者が全員あなたが言っているような人たちだという根拠を明らかにしてください。

○玉城会長 今おっしゃっているのは、そういう質問の内容なんですが、主観的な要件、いわゆる一定の今おっしゃっているところですと、断片かもしれませんけれども、戦争に反対し、軍用地を云々と、生活の場、その他云々というふうなおっしゃり方をされている、そういう主観的な要件というのをつくるのはどうしてなのかというふうなのが質問の趣旨だと思われるんですけれども、これに対して防衛局のほうはなぜそういう基準を立てて対応しているのか。その、なぜというところを答えていただきたいというのが質問の趣旨というふうに理解しています。お答えできますか。

○岡久敏明代理人（起業者側） 繰り返しになりますけれど、私ども宜野湾市の大謝名東原 994 番の 2 の土地を共有登記されている方々につきましては、契約拒否運動を拡大する等の活動を行っている方々、その活動に共感している方々と認識しており、交渉を行つておりませんということでございます。以上でございます。

○玉城会長 今回の回答は、要するにその土地についての共有者というのを特別に取り扱っているという趣旨だと思われるんですけれども、ほかと区別してですね。

はい。

○城間勝（土地所有者・一坪地主会代表） 地主の城間ですが、私も一坪共有地主の 1 人なんですが、委員の皆さんとの認識、考え方のためにもお伝えしておきますが、防衛局(前は防衛施設局)は、最初から一坪反戦地主会と言われる人たちのところに来なかつたわけではないんですよ。最初みんな訪ねてきたんですよ。彼は「従来のとおりです」と言ったが、従来は来たこともあるんですよ。これは前にもそのことを言ったことがあります、従来は来たことがある。全員訪問をみんな沖縄防衛局がやっています。そういうこともあつたという。「従来のとおりです」と言ったら、従来は来たことがあるんだという、このことを

1つ認識としてお持ちください。

それから、「戦争に反対し生産と生活の場に取り戻す」というようなことを言わわれていますが、これは一坪反戦地主会の標語であります。標語としてあります。しかしながら、この共有地をみんな一坪反戦地主会であると彼らは今認定をして訪ねなくてもいいと言っている。しかし、ご承知のように彼ら防衛局側も言っていますように、すでに亡くなつて相続登記を職権で、代理登記を、代理でやつてあるという、そういうこともたくさん発生しているわけですよ。今、最初の地主からどんどん変わってきているということもあって、この一坪反戦地主会の会員だから訪ねなくてもいいと、こういう標語でもつて契約拒否運動をしてから交渉しなくてもいいと言つてゐるんですが、共有者はみんな一坪反戦地主会という認識なんですか。ちょっとそれを答えてもらいたい。

○玉城会長 今、城間さんのおっしゃるのは要するに、先ほどおっしゃられた大謝名の何番地かだったですね。その方々はすべて一坪共有地主というふうに認定しているかどうか、伺いたいということですね。防衛局、お答えください。

○岡久敏明代理人（起業者側） お答えいたします。

大謝名東原 994 の 2 の土地を共有登記されている皆様を私ども一坪共有地主の共有地主というふうに考えさせていただいております。

○玉城会長 もう一度、城間さん。

○城間勝（土地所有者・一坪地主会代表） ちょっと厳密に聞きましょうね。

防衛局側が言った「戦争に反対し生活と生産の場に取り戻す」というんですかね、契約拒否運動をしているという、そういうことを言つてると。これは一坪反戦地主会の標語なんですが、今、共有地を、先ほど私たちの共有地をここに共有地主はみんな一坪反戦地主会の会員としてみているのかどうか。会員として、その会員の標語のもとに結集しているという認定して、訪ねなくてもいいという、こういう結論を出しているはずだから、会員としてみているのかどうか。共有者は全員会員としてみているのかどうか、それを確認したい。

○玉城会長 今のお話の趣旨、収用委員会の私のほうでとらえた中身なんですが、大謝名の 900…どこだったですか、字はよくわかりませんが、大謝名の 994 番地の土地で、その土地に登記を持っておられる方々は、「全員戦争に反対し、軍用地を生活と生産の場に変えていく」ということをスローガンとする一坪反戦地主会のものであるという認定をしたのかどうか。という質問ですね。

お答えをお願いします。

○岡久敏明代理人（起業者側） お答えをさせていただきます。

一坪反戦地主というふうにとらえているわけではございません。私ども一坪共有地主の皆様というふうにとらえております。以上です。

○玉城会長 はい、どうぞ。

○城間勝（土地所有者・一坪地主会代表） 一坪共有地主としてとらえているというならば、その一坪共有地主が、そこにいる一坪共有地主が戦争に反対し生活と生産の場に取り戻すというこの契約拒否運動を、この人たち全員がしてやっているという認定はどういうふうになさったんですか。そのことを聞きたい。

○玉城会長 正確には、今言った城間さんの質問なんですけれども、防衛局のほうで回答できますか。

はい、どうぞ。

○岡久敏明代理人（起業者側） お答えをさせていただきます。

具体的にだれが反戦地主会の会員なのか、あるいはそれに共鳴されているかといったことについて、いちいち私ども特定しているわけではございません。

ただ、そこの大謝名東原 994 の 2 番地に共有登記されている皆様方については、そういうような形で交渉はさせていただいているということでございます。以上です。

（「面倒くさいからやってないだけじゃないか。小さい持ち分だから、面倒くさいからやってないだけだろう」と言う者あり）

○玉城会長 城間さん、ちゃんと発言されて、それで記録に残るような格好でされていたほうがよろしいと思いますね。

○城間勝（土地所有者・一坪地主会代表） 共有地主の中には先ほど申しましたように、最初から反戦地主の会員である人もいますよ。しかし、もう本人が死亡して防衛局が勝手に代理で相続の強制使用のために代理登記をしてやってきているという経過も発生しているわけですよ。こういう人たちも含めて、もちろん共有地主であるのは間違いないんです。彼らが言う、戦争に反対し生活と生産の場に取り戻すという契約拒否運動を、勝手に相続した人たちも含めて、そういう認定をどういうふうにやったのか、この人たちを訪ねていってやったのかどうか、確認したのかどうか、やらないとわからんわけです。多分、わからんと思いますよ。そういう認定をしたという、この根拠は何なのか。何に基づいてこういう人たちも含めてやったのかという、このことを聞きたいということです。

○玉城会長 今、城間さんから端的に、そういう内容について説明してほしいというふうな申し出がありましたけれども、防衛局のほう的回答をお願いします。

○岡久敏明代理人(起業者側) お答えさせていただきます。繰り返しになって大変恐縮なんですが、いわゆる一坪共有地主といいますのは、私どもは土地を決めてその土地を多数の方が共有なさっているという活動をされているというふうに承知しております。そういう方を私ども一坪共有地主、その土地はどこなんだと。その登記している土地はどこなんだと申しますと、宜野湾市の大謝名東原 994 の 2 というふうにございます。だから、個人だれが、どの方が反戦地主会の会員であるかどうかということは、我々特定はいたしておりません。以上です。

○玉城会長 はい、どうぞ。

○仲山代理人(土地所有者側) 代理人の仲山です。今のに関連して質問いたします。

皆さんの論理を前提にすれば、共有登記をされている方は、一坪共有地主と言われていますが、それについては契約拒否が明確だから、交渉する必要はないというふうに言われましたね。そういう理解でよろしいですね。私は、反戦という言葉は使っていませんよ、共有登記をされている方は、契約拒否が明確だから訪ねる必要はないと、交渉する必要はない、そういう理解でよろしいですね。

○玉城会長 どうでしょうか、まず、お1つ。確認の質問が出ていますけれども、お答えできますか。

○岡久敏明代理人(起業者側) もう一度お答えいたします。繰り返しになりますけど、大変恐縮でございます。いわゆる一坪共有地主とは、土地を決めてその土地を多数の方が共有なされるという活動をしていると、私ども承知しております。普天間飛行場においては、宜野湾市大謝名東原 994 番の 2 の土地を共有し、契約拒否運動を拡大する等の活動を行っている方々及びその活動に共感する方々というふうにお答えさせていただきます。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) 棒読みをしなくていいよ、そんなに同じことを。私が聞いているのは、共有登記をされている、今言った普天間の、共有登記をされている方は、契約拒否がはっきりしているから、交渉しなかったということが皆さんのが論理でしょう。

○玉城会長 お答えください。私どもがどちらかというと素直に聞いている限りでは、この 994 番の 2 ですか、その土地の共有登記、共有名義になっておられる方々は、特別に合意に向けての交渉はされなかったというふうに、先ほどから伺ってはいるんですけれ

ども。間違いございませんか。

○岡久敏明代理人(起業者側) はい。

○玉城会長 お答えいただければ。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) そういう認識でよろしいですね。わかりました。

それで、では次の質間に移りますが、自らの意思で共有登記をしたという人であれば、皆さんのそういう解釈も成り立つかもしれません、皆さんの論理で。しかし、中には皆さんが職権で登記された方いますよね。本人の意思と無関係に。前所有者は確かに本人の意思で共有登記をしたかもしれません。しかし、その人が死亡したとき、そのまま職権で共有登記をされていますね、相続人に。その人たちは自らの意思で共有登記したわけじゃないんです。そういう人たちまで契約拒否が明確だというふうに認定したのはどうしてですか。それとの関係で、前回、長嶺さんが職権登記した人は何名いますかという質問をしましたね。それと関わってくるんです。職権登記された人は、自分が登記されたことだって知らないはずなんです。そういう人たちまで任意交渉をしなかったのはどうしてですか、お答えください。

○玉城会長 回答できますか。防衛局のほうでコメントがありましたら、お願いします。

○岡久敏明代理人(起業者側) 先ほどお答えしたとおりでございます。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) 先ほどの答えの中には、職権で共有登記したことの人については何ら触れていません。今初めて出てきた質問です。それについて答えてください。それとの前提で、この前提でお聞きしたいんですが、皆さんの申請理由書の中に、土地所有者の方々との合意により使用権原を取得することが基本と考えるというふうに書いてありますね。非常に重要なことですが、どうして皆さんは合意により使用権原を取得することが基本と考えられているんですか。基本と考えている理由は何ですか。それとの関係で交渉の問題が出てくるから、私はあえて聞いているんですが。関連でその両方お答えください。

○玉城会長 防衛局、回答お願いします。

○岡久敏明代理人(起業者側) 私どもは、民公有地は、まさに交渉によって使用権原を取得するという基本と考えておりますが、それが何か……。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) だから、基本と考える理由は何ですか。土地収用法との関係でしょう。土地収用にあたっての基本原則なんでしょう。だからその基本原則を簡単に曲げるということは許されないわけですよね。それとの関係を私は聞いているんで

す。任意交渉の重要性というのは。

○玉城会長 お答えください。

○岡久敏明代理人(起業者側) 土地収用法の話というお話でございましたけど、その土地収用法の話でございますと、法改正前の土地収用法は、起業者はその土地についての権利を取得または証明するためには、土地所有者及び関係人と協議しなければいけない。いわゆる法定協議の規定がございましたが、昭和42年の法改正によって廃止されているということで、私どもは法令に違反していると、要するに任意協議を行わなくても、それは法令に違反しているというふうな認識は持っておりません。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) 法令に違反するか違反しないかじやなくて、皆さん自身の基本的な認識は、基本だと書いてあるからいいんです。それとの関係で、なぜ相続人に対して交渉をしたのか、してないのか、してなければどうしてなのか。それについては全くお答えしていませんよ。

○玉城会長 相続人について、要するにこの大謝名の994番の2の相続が発生したときの相続人について、どういう扱いがされたのかという質問ですので、防衛局のほうでお答えをお願います。

○岡久敏明代理人(起業者側) 繰り返しになりますけど、その土地、登記簿に登記されている方々を私ども一坪共有地主というふうに呼ばせていただいております。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) 私が質問しているのは、登記している人と言っているんじゃないんです。登記している人が亡くなった場合、相続人の意思と無関係に、皆さんは職権で相続登記したんでしょう。そうでしょう。職権でやっているんでしょう。やつてないんですか。職権でやったでしょう。拒否もできない、肯定もできない、これが国のやり方ですか。国家権力がこんないい加減なやり方していいんですか、皆さん。そんないい加減なやり方で土地を強制収用するんですか。使用するんですか。明確にお答えくださいよ、ごまかさないで。

○玉城会長 この大謝名の994番の2の土地に登記をもたれている方、共有登記をもたれている方、たとえ相続で取得したとしても、その人とは合意に向けての交渉はしなくてよいというふうに考えたのはどうしてですかというのが今の質問の趣旨ということになると思いますけれども、お答えできますか。

あるいはそれはなかなか難しい答えで、回答はできないということなんでしょうか。どういうお考えか、まずお聞かせいただければ。

○岡久敏明代理人(起業者側) 私ども、大謝名の土地は、任意取得が、先ほど来申しておりますように、契約拒否運動等を拡大する活動をしているという土地に、共有で登記されているという方たちは、要するに任意取得は不可能であることを客観的にそこで判断をし、交渉は行っていないということでございます。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) 職権で相続登記をした人はどうかについては一切お答えありませんので、もう私はこれ以上釈明する必要はありません。答えはないという形で記録には留めていただきたい、というふうに思っています。

では、次の質問に移ります。

○長嶺律雄(土地所有者・一坪地主会代表) 長嶺ですけど。収用委員の皆さんにもご理解いただきたいんですけど、もうおそらく職権登記された人数というのは、普天間、嘉手納基地入れますと 100 名超えると思います。110 数名もいると思います。この皆さんというのは、逆に言うと、私たち一坪反戦地主会さえ、だれかわからないんです。というのは向こうが一方的に職権登記しますからって、兄弟が、子供が 4 名いたら 4 名になるわけです。奥さん入れて 5 名になるわけです。私は事務担当していますからわかりますけど、5 名皆さん全員、旦那さんは頑張ったけど、やめますかといったら、私はもう、ああわかりました、大変長い間ありがとうございますって、続けてとりますけど、会長そうじやないんです。奥さんのほう、連れ合いのほうが、いや旦那が死んで亡くなつたから私頑張るわという人と、兄弟の対応は違います。4 名兄弟の中で 1 人だけ、いや私は父の遺志を継ぎますという人もいるわけです。残りは、私は防衛局と関わるのは面倒くさくて大変だ、やめたいという方いるわけです。これは私は実際体験していますので、そのことを、皆さんも理解してほしいんです。この人たちを、向こうの人たちがなぜ一方的に契約拒否するという、断定する根拠はあるんですか。そんな法律あったら示してください、あなたたちは。僕は逆に防衛施設局に言っているんです。これじゃ子供たち困るから、旦那さんが死んだというのは向こうはわかるわけです、強制使用申請するときに、いろいろとりますから。わかった段階で、遺族の残った子供たちに、旦那さんの遺志を引き継ぐのか引き継がないのか、確認してから職権登記したほうがいいんじゃないですかと。そうでないというんだったら、私を紹介していいですよと。私が登記の手続をやりますよというお話まで私はしているんですよ。でも、そのことを勝手にやっているわけですよ。こんなに人権を無視したやり方がどこにありますかと言うんですよ。そのことを収用委員会はぜひ十分認識してね、こんな申請文書は却下してほしいんですよ。でたらめですよ。そうお願ひしたいと思

います。

防衛局にもう1つ聞きたいんだけど、皆さんは訪ねていったと言いますけど、訪ねていった全員の実態を出すのは、事務的に大変だと思いますので、全員は言いません。5、6人に実際訪ねて行った人はだれだれを何月何日に訪ねて行って、いつの時点での人は契約拒否するという判断をしたのか。その証拠を出せますか。出してほしいと思います。

○玉城会長 ちょっと確認したいんですけど。今、訪ねて行って、この人たちが拒否するというふうに判断したというふうに言われましたけれども、先ほどから出ている大謝名の994番の2の土地についてでしょうか。

○長嶺律雄（土地所有者・一坪地主会代表） はい。今の審議はそうですので、これから嘉手納に入ってきますと、ものすごくたくさんなりますけど、今のところはそういう限定でよろしいと思います。

○玉城会長 ただ、先ほどからのお答えですと、もう防衛局さんのはうは私が聞くところですと、994番の2に共有地主として共有土地所有者として登記をされている方は、先ほどから言ったように合意が得られる見込みがないということで交渉していませんというふうに聞いてはいるんですけどもね。

○長嶺律雄（土地所有者・一坪地主会代表） 私が言いたいのは、そのほかにも照屋さんのお話、先ほど出ましたよね。顔見に来ました、はい、さよならですよ。契約書も持っていないかないと。後日、契約書持って訪ねてきたとか、そういうことでもないような感じなんですよ。反戦地主会の会長の照屋さんって、こんな顔か、はい、さよならといったような訪ね方じや、これは努力じゃないと思います。

今回、普天間では地主会の皆さんが何名か具体的に提案していますし、その皆さんとは一体いつ訪ねていって、なぜ合意を得られないと判断した。判断した根拠は何ですかということを出してほしいと思うんですよ。合意の努力のあと筋を調べたいんですよ。

○玉城会長 繰り返しになる部分もあるかとは思いますけれども、防衛局のはうでお答えできますか。今の長嶺さんのご質問。

○岡久敏明代理人（起業者側） 具体的に長嶺さんのほうのご質問の中で、だれそれさんというふうに言っていただければ、私ども次回の審議の場では、いつお訪ねしたという記録は残っていると思いますので、お話しできると思います。

○長嶺律雄（土地所有者・一坪地主会代表） わかりました。これは文書を出すようにしましょう。

○玉城会長 特定できたらそのほうがよろしいかと。

それでは、どうぞ。

○茂野俊哉（普天間基地土地所有者） すみません。茂野です。関連して。

私もその大謝名の地主のわけですけれども、私もずっと不思議に思っているのは、過去2回訪問を受けていて、97年の訪問の際には、私が拒否しますという前にわざわざ2人もお訪ねいただいて、それで玄関口で「反対していますか」と言われて、「反対しています」と言ったとたんに、「では、拒否ですね」ということで、一言言われてお帰りになった。そして、2007年の訪問の際には、私が実際にいなくて、でも訪問しましたというメモを残してお帰りになった。つまり大謝名の地主なのですけれども、それで多分契約に応じないとという確信がありながら、なぜ訪問したのかがわからないのです。そのことを私は意見書の中で、なぜ訪問をしたのか、どのようにそのことは報告されているのかを明らかにしてほしいというふうに問うたのですがお返事がないので、ぜひそのような件に関しては、私の場合についても、どういうふうに判断されたのか、報告をいただきたいと思っております。

○玉城会長 これはお答えできますか。防衛局のほうは。

○岡久敏明代理人（起業者側） 次回までにお名前と、いつだったのかということを言えば、私ども調べてまいりますけど。

○玉城会長 今、伺っているところですと、先ほどご意見いただきましたのは、茂野俊哉（トゲ・ナツヤ）さんとお読みしてよろしいですかね。茂野俊哉さんとおっしゃる方。大謝名の具体的な地番で言うと、994番の2の共有登記されておられる地主の方ということです。

はい、どうぞ。

○城間勝（土地所有者・一坪地主会代表） 1点だけ確認いたします。先ほどの説明の中で、岡久管理部長の発言の中で、これは一坪反戦地主会は、今、交渉しないと、行かないということをずっと言っていましたから、今回行ってないと言っていましたので、いわゆる契約拒否地主の中で一坪反戦地主会以外の人については、毎年訪問しているというんですかね。というニュアンスの発言をなさっておりましたが、一坪反戦地主会以外の契約拒否地主には、毎年訪問なさっているかどうか。そのことをもう1回確認をしたいということです。

○玉城会長 今の関連する質問なんですが、これはお答えできますでしょうか。

○岡久敏明代理人（起業者側） 私ども毎年、賃貸者契約に応じていただけるよう訪問

しております。

○玉城会長 ということですね。

有銘さん。

○有銘政夫（普天間基地土地所有者） 地主の有銘です。普天間の土地についてのみで
すから、限っておきますよ。

実は普天間の問題は今から5年前でしたね、確か収用委員会。経過が3年ですから、多
分5年前だと思いますが、そのときの、失礼ですが、きょうしかこの理由書を聞いていま
せんし、見ていません。持って帰ってもう少し具体的にやりたいんですがね。お聞きして
おきたいのは、きょうの理由書と以前の理由書と、違っている、変わっているところがあ
りますか。聞きたいのはそれだけです。文言でもいいです。あ、ここは前のものと違うよ
というところがあったら教えていただけますか。もし、きょうそれはわからんというんだ
ったら、僕は持ち帰って調べてきて、正式に出しますからね。

理由は、普天間の問題というのは、私たちは前のときには開放するといったじゃないか。
期限も切ったじゃないかという論議もしましたしね。それで今度また、この長い年数を申
請しているわけだから。僕としては相当の理由の違いがなければ、ならんだろうと思って
いるんですね。お聞きしておきます。そのほうが次の論議がしやすいんですね。お願いします。

○玉城会長 ちょっと確認しておきたいんですが、今おっしゃったのは6月30日、本
日付けの理由説明書と、それから、その前の説明書というのは5年前の説明書ですか。理
由説明書。その違いがあるかどうか。

○有銘政夫（普天間基地土地所有者） 変わっているところがあつたら、変わっている
ところだけ。

○玉城会長 変わっているところがあれば、変わっているところをお示し願いたいとい
うことですか。

○有銘政夫（普天間基地土地所有者） 全く同じです。

○玉城会長 一緒なのか、違っているのか、違っているところがあればお示し願いたい
と。これは示すことができるかどうか、そこだけでもまずお答えいただければ。

○岡久敏明代理人（起業者側） それにつきましては、次回までに前回のやつと修正と
いいますか、違う点をお答えすることは可能だと思っております。

○玉城会長 では次回までには何とかおまとめいただいて、書面でこれは回答できます
でしょうか。

○岡久敏明代理人（起業者側） そうですね、中身がだいぶあると思います。使用期間も違っていますでしょうし。いろんな面積、面積はどうかわかりませんけど、対象の人だととか、数、人数が変わっておりますから、多分違うと思います。

○玉城会長 それは何らかの格好で書面化していたほうが見やすいことは見やすいとは思うんですけど。

○岡久敏明代理人（起業者側） わかりました。では、書面でさせていただきます。

○玉城会長 ということで、書面で確認していただけるということです。

そのほかには関連する質問。今の求釈明の中身は、本件土地の賃貸借契約に向けて土地所有者と、どのような交渉、話し合いをしたのかということが求釈明の第1項目、長嶺さんのほうから請求されているという内容だったんですけれども、ほかにこれに関連して、聞いておくことは、今のところそれぐらいでしょうか。

はい、どうぞ。

○岡久敏明代理人（起業者側） 先ほどの件でございますけれども、文書でといいますけど、ちょっと事務局と打ち合わせをさせていただきて、どういう形で提出できるか、ちょっと相談をさせていただきたいというふうに思います。

○玉城会長 そうですね。わかりやすく、表にするとか何とかいろんな方法は一応考えられると思いますので、それは工夫していただければ。

○岡久敏明代理人（起業者側） はい、そうさせていただきます。

それでよろしいですかね。

○玉城会長 はい。

特別になければ求釈明事項、2番目のほう、頭出しだけでもやっておきたいと思うんですが。時間の関係もありますけれども。長嶺さんのほうでは求釈明事項の1番、2番ということで、今のところ1番はいろんな追加的な釈明も含めて準備しますという回答が得られたんですが、2番目についてここ少し。

○長嶺律雄（土地所有者・一坪地主会代表） 先ほどの件は、文書で。

○玉城会長 文書でお出しいただけるというふうにお聞きしておりますので、それではよろしいですか。

○長嶺律雄（土地所有者・一坪地主会代表） はい。

○玉城会長 求釈明事項の1番だけが、きょう何とかいろんな中身について防衛局からの回答をいただけたところなんですが、そのほかにも2番、3番、続けて出されています。

求釈明事項の2番については、話し合いによる合意が得られないと判断した時期はいつなのか。どのように判断した理由は何なのかということで、半ばは今お話いただいたことと重なっているとは思いますけれども、問題自体の性格というのは若干異なると思いますので、この点についてまた、きょうはもう時間が押し詰まっていますので、次回、この点から引き続いて求釈明に対する回答、それから審理というのを続けていきたいというふうに考えます。

それでは、予定されていた時間がこの会場の関係で4時ということなんですけれども、少し時間が早いとは思いますけれども、審理の進め方、審理の進行の状況からして区切りのいいところというのは、このあたりだろうというふうに判断できますので、きょうの審理はここまでということにさせていただきたいと思います。

それで、次回の審理、あるいは今後の審理の状況ということにつきましては、事前調整会議の中でもお話ししましたとおり、あるいはきょうのお話でも少し出てきましたとおり、嘉手納基地、そのほかについてももうすでに申請がなされていて、これとどういうふうな併合的な取り扱いをするのかどうか、併合的な審理の時期はいつなのかということも絡めて、進行具合について協議を重ねていって、決めていきたいと思います。

ですから、次回の公開審理の日時及び会場について、これにつきましては収用委員会の事務局の事務処理も大変ではありますけれども、やむを得ません、追ってというふうにさせていただきたいと思います。後ほど文書で通知いたしたいというふうに考えております。

ということで、本日の審理は終了いたしたいというふうに考えておりますので、審理を終了いたします。

本日はお疲れさまでした。

(午後3時57分 閉会)